

令和5年度 相模原市社会福祉法人説明会

視聴期間
令和5年7月31日(月)まで

相模原市役所健康福祉局
地域包括ケア推進部福祉基盤課



1 令和4年度指導監査結果について

2 社会福祉法人の運営に関する事務連絡について

(1) 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて

3 社会福祉法人を取り巻く動向について

(1) 地域公益事業を含む地域における公益的な取組及び職員の処遇改善の取組の積極的な実施について

(2) 社会福祉法人財務諸表等電子開示システムの改修等について

4 その他

- 内部牽制機能の発揮とガバナンス
- Eーラーニングで学ぶ 社会福祉法人財務会計
- 社会福祉施設の事業主のみなさま向けお役立ち情報（労働基準監督署より）



1 令和4年度指導監査結果について

・令和4年度に実施した社会福祉法人定期指導監査に見られる指摘事項について

種別	項目	定款	内部管理体制	評議員、評議員会	理事、監事、理事会	会計監査人	評議員、理事、監事 会計監査人の報酬	事業	管理	会計	その他	合計
社会福祉法人	口頭指摘	0	0	1	2	0	4	0	0	8	0	15
	文書指摘	0	0	4	11	0	2	1	0	7	0	25



主な指摘事項と確認方法

【評議員・評議員会】

- 評議員候補者が反社会的勢力者ではない旨を確認していない。
→「社会福祉法人運営の手引き」P 3～4、39
「社会福祉法人運営に関する様式例（相模原市）」P 26
- 評議員会の決議について特別の利害関係を有する評議員の存否を決議前に確認していない。
→「社会福祉法人運営の手引き」P 16、19
「社会福祉法人運営に関する様式例（相模原市）」P 5～8

【理事・監事・理事会】

- 理事として含まれていなければならない者が選任されていない。
→「社会福祉法人運営の手引き」P 20～22
「社会福祉法人運営に関する様式例（相模原市）」P 27
- 監事の選任に関する議案について、監事の過半数の同意を得ていない。
→「社会福祉法人運営の手引き」P 26～27
「社会福祉法人運営に関する様式例（相模原市）」P 17、25



- 監事が理事会への出席義務を果たしていない。
→ 「社会福祉法人運営の手引き」 P 2 8 ~ 2 9
- 理事会議事録が法人の主たる事務所に法定の期間備え置かれていない。
→ 「社会福祉法人運営の手引き」 P 3 5
- 決議の省略（みなし決議）による理事会を行う際に、権利義務を有する理事全員の同意、監事から異議が無いことの確認が得られていない。
→ 「社会福祉法人運営の手引き」 P 3 3
「社会福祉法人運営に関する様式例（相模原市）」 P 1 8 ~ 2 1
- 理事会の招集通知の省略について、役員全員の同意を得ていない。
→ 「社会福祉法人運営の手引き」 P 3 1
「社会福祉法人運営に関する様式例（相模原市）」 P 1 4



【評議員、理事、監事、会計監査人の報酬】

- 評議員及び役員の報酬規程に一部不備がある（支給の時期等）。
- 評議員及び役員の報酬について、公表されていない。
- 評議員及び役員の報酬について、現況報告書の記載に誤りがある。
- 役員の報酬について、定款又は評議員の決議により定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給していない。
- 実費相当額を超えて交通費を支給している。

→「社会福祉法人運営の手引き」P48～51



【会計】

- 現金及び預貯金の残高照会の手順について、経理規程を順守していない。
- 月次試算表について、経理規程及びその細則等に定めたとおりに事務処理がされていない。
- 契約を行う際に、経理規程に定める数以上の業者から見積書を徴して比較していない。
- 契約を行う際に、契約書又は請書を作成していない（軽微な契約を除く）。

→「社会福祉法人運営の手引き」P 69～73

社会福祉法人の運営において困ったこと、迷うことがあった際には、「定款」「経理規程」「相模原市社会福祉法人運営の手引き」「相模原市指導監査基準」「指導監査ガイドライン」「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取り扱いについて」「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する留意事項について」等を確認してください。



○経理規程やその細則等の遵守

<事例>

- ・会計責任者は出納職員を監督する関係性にあるが、兼務している実態がある。
- ・「翌月〇日までに統括会計責任者（会計責任者、理事長）に承認（報告、確認、提出）」などと定められているが実態が伴っていない。

<ポイント>

- ・会計責任者を理事長が任命することや、会計処理に関する事務を行わせることなどを明確化する。
- ・承認などは、承認者と承認日を客観的に確認できるよう記録する（日付の記入欄や押印欄を作るなど）。

○契約等の事務

<事例>

- ・随意契約において、必要な数以上、業者からの見積もりを徴し比較することをしていない。
- ・契約書の作成を省略した場合に、特に軽微な契約を除き、請書その他これに準ずる書面を徴していない。

<ポイント>

- ・随意契約によることができる合理的な理由について、経理規程等をよく確認し適切に判断する。場合によっては理事会に諮ることも検討すると共に、稟議書等で承認記録を明確に残す。



○決議の省略（みなし決議）

＜事例＞

- ・理事に対する同意書や監事に対する確認書において、議案ごとに同意、異議、特別の利害関係の有無が確認できない。
- ・全員から書面又は電磁的記録を徴取していない。

＜ポイント＞

- ・理事会では理事全員の同意、監事全員の異議を述べない確認、評議員会では評議員全員の同意、それぞれ特別の利害関係の有無の意思表示が事前に必要。
- ・決議があったとみなされた日は、全員が同意（監事の場合は確認）の意思表示をした日。
- ・監事が異議を述べた場合は、決議要件を満たさない。

◆法人運営に重大な影響がある議案などは、決議の省略が相応しくない場合もあります。会議の形骸化を招く恐れもあるため、議案の内容を踏まえ慎重に判断して頂くと共に、手順をよく確認して行ってください。

※その他① 法人運営に係る福祉基盤課への届出等

- ・定款の変更、基本財産の増減、担保提供など、事前の認可や事後速やかに届出をする必要があります。

※その他② 法人運営に関する様式例

- ・社会福祉法人運営の手引きの別冊「社会福祉法人運営に関する様式例（相模原市）」を、ぜひ活用してください。



2 社会福祉法人の運営に関する事務連絡について

(1) 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて（その7）」令和5年2月28日付け厚労省事務連絡

○新型コロナウイルス感染症の影響下における決算期等の理事会及び評議員会の開催及び各種届出書類に係る期限について、これまで柔軟な対応を行っていただくことが可能でしたが、原則どおり法令及び定款の定めによる取り扱いに変更されています。

ただし、新型コロナウイルス感染症の位置づけの変更に伴う医療提供体制の段階的な移行に伴い、地域の感染症状等に応じた負担増が考えられることから・・・

・理事会、評議員会の開催

⇒開催時期の遵守ができないやむを得ない事情がある場合には、可能になり次第、速やかに開催すること。テレビ会議等による柔軟な開催手法についても、引き続き活用いただきたいこと。

・書類の備置き、閲覧又は所轄庁への届出

⇒期限の遵守ができないやむを得ない事情がある場合には、引き続き、当該支障がなくなり次第、できる限り速やかに履行すること。

※コロナ禍においては可能であった対応が変更され、原則に基づいた運営が求められています。今後も各種通知等をよくご確認ください。

※今年度の指導監査は、実地により行う予定です。



3 社会福祉法人を取り巻く動向

(1) 地域公益事業を含む地域における公益的な取組及び職員の処遇改善の取組の積極的な実施について（令和4年1月5日付け厚生労働省社会・援護局長通知）

- ・地域における福祉サービスの主たる担い手である社会福祉法人への期待は益々高まっている。
- ・様々な課題を抱えている方々への支援に当たっては、各種制度にインフォーマルな取組も組合せ、地域の中で重層的なセーフティネットを構築していくことが重要。
- ・最前線で福祉サービスの支援に当たっていただく職員の方々の処遇を確保していくことが重要。



地域における公益的な取組や職員の処遇改善について、
社会福祉充実財産の有無に関わらず、積極的な実施を！！****

社会福祉法人の生活困窮者等に対する「地域における公益的な取組」好事例集
令和4年3月28日 厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課作成
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000920124.pdf>



地域公益事業を含む地域における公益的な取組及び職員の処遇改善の取組の積極的な実施について（令和4年1月5日厚生労働省社会・援護局長通知）

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、地域における福祉サービスの主たる担い手である社会福祉法人への期待は益々増加
- ✓ 様々な課題を抱えている方々への支援に当たっては、各種制度にインフォーマルな取組も組み合わせ、地域の中で重層的なセーフティネットを構築することが重要
- ✓ また、こうしたセーフティネットを支えつつ、最前線で福祉サービスの支援に当たる職員の処遇改善も重要

社会福祉法人におかれては、地域における公益的な取組や職員の処遇改善について、社会福祉充実財産の有無に関わらず、積極的な実施をお願いしたい。



令和4年度「地域における公益的な取組」について

- 「地域における公益的な取組」を実施している法人 **67.3%**（令和3年度 63.8%）
（令和4年4月1日時点財務諸表等電子開示システム）
- 管内法人の取組を促す環境整備を行っている **241所轄庁**
管内法人の取組を促す環境整備を行っていない **521所轄庁**
（n=762、令和4年10月1日時点福祉基盤課調べ）

「社会福祉法人の生活困窮者等に対する『地域における公益的な取組』好事例集」（令和4年3月28日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課）や管内における好事例の周知、指導監査の機会を通じた助言、法人が円滑に地域ニーズを把握できるような場の提供を行うこと等により、**法人の取組を促す環境整備をお願いしたい。**



生活困窮者等に対する「地域における公益的な取組」好事例集

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、社会福祉法人の責務である「地域における公益的な取組」への期待は、益々高まっている。
- ✓ こうした状況を踏まえ、生活困窮者等に対する「地域における公益的な取組」について、全国の法人の取組の参考となるよう、令和3年度に、各所轄庁から管内の法人の好事例を推薦いただき、好事例集を作成。
- ✓ 事務連絡において、所轄庁に対し、管内の法人への周知を依頼するとともに、管内の法人の取組状況の引き続きの把握等により、「地域における公益的な取組」を一層促進していただくことを依頼。



掲載先URL

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000920124.pdf>

厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 社会福祉法人制度 > 地域における公益的な取組

▼▶ 掲載事例の例

断らない相談窓口の実践

地域の全世代を対象に、専門職と地域の協力者が生活上の困り事に関する相談を受け、必要に応じて関係機関に繋げる。(栃木県内の事例)

制度の狭間のニーズに対する生活支援

地域の独居高齢者や生活困窮者等に対し、町内有志の応援団により、ゴミ出しや買い物代行、家屋内の掃除等の生活支援を実施。(岡山県内の事例)

生活困窮者等に対する一時居住支援

住居を持たない生活困窮者等に対し、衣食住の提供とともに、就労支援や生活支援等の包括的な支援を行う。(静岡県内の事例)

生きづらさを抱える方への居場所支援

働くことに一歩踏み出せない方、ひきこもりの方が集う居場所として、定期的に施設を開放。(京都府内の事例)

生活困窮者等に対する就労・外出支援

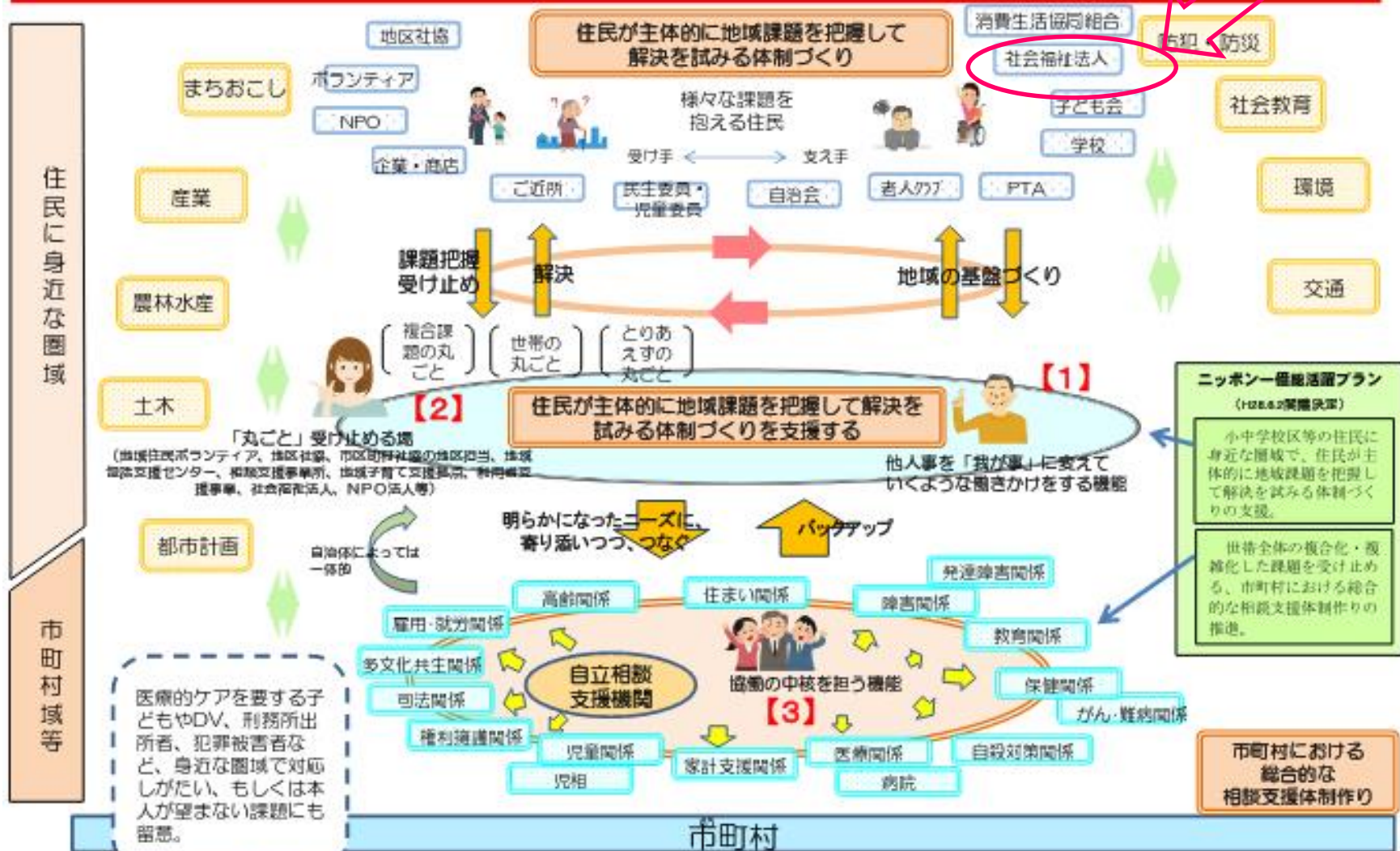
生活困窮者等が就労するための準備的な活動として、法人職員業務の補助者として受け入れる。(埼玉県内の事例)

※ このほか約400事例を掲載。地域の抱える課題との共通点がある事例について、法人の取組のヒントとしていただく。

(厚生労働省作成)



地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



(厚生労働省作成)



(2) 社会福祉法人財務諸表等電子開示システムの改修等について

○「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」の一部改正について（令和4年10月18日付け厚生労働省社会・援護局長通知）

○「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」の一部改正について（令和4年12月26日付け厚生労働省社会・援護局長通知）

【主な変更点】

- ・社会福祉連携推進法人の社員である旨の公示欄の追加
- ・海外事業の実施内容の明記
- ・「分析機能」の拡充
- ・社会福祉充実計画に係る報告事項の追加



社会福祉法人の計算書類等について、分析の強化・可視化を行うことで、法令に基づく都道府県における調査及び分析の質を担保し、社会福祉法人の運営の透明性の向上を図り、適正な経営と一層のガバナンスの確保を図る。



社会福祉法人財務諸表等電子開示システムの改修等について

令和5年4月リリース予定（令和4年10月18日付け通知改正）

<社会福祉連携推進法人の社員である旨の公示欄の追加>

- ・ 現況報告書に§16（社員として所属する社会福祉連携推進法人の名称）を追加し、社会福祉連携推進法人の社員である旨の公示（社会福祉法第133条）を可能とする。
- ※ 「社会福祉連携推進法人財務諸表等電子開示システム」についても同日リリース予定

<海外事業の実施内容の明記>

- ・ 社会福祉法人が海外事業を行う場合、定款への記載や、国内事業と拠点区分を分けた計算書類の作成に加え、**現況報告書§11（前会計年度における事業等の概要）（4）備考に、海外事業の実施内容を明記**するよう規定（「社会福祉法人の海外事業の実施等について」の一部改正）。当該記載内容により、テロ資金供与の活動に巻き込まれる危険性が高いと考えられる法人に対しては、状況の聞き取り・指導等の適切な対応をお願いしたい。

令和6年4月リリース予定（令和4年12月26日付け通知改正等）

<「分析機能」の拡充>

- ・ 都道府県の管内法人の計算書類等の調査及び分析の義務及び公表の努力義務（社会福祉法第59条の2第2項）に資するための「**分析機能**」について、都道府県における調査及び分析の質を担保し、法人の一層の運営の透明性の向上を図るため、**令和4年度補正予算において改修費用を計上**。本機能については、**法人に適時な指導を行うことにも資するものでもあるので、活用をお願いしたい**（改修の詳細は次年度にお示し予定）。
- ※ 令和5年4月1日に「現況報告書等でよく見られる誤り一覧」を更新し、新たに計算書類に係るチェックポイントを追加したので、併せて参考とされたい。

<社会福祉充実計画に係る報告事項の追加>

- ・ 所轄庁及び法人の事務処理の効率化に資するよう、**現況報告書§12（社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況）を改正**し、例年別途アンケートとして実施していた、**社会福祉充実計画の事業別の記入欄を追加**。

① 施策の目的

社会福祉法人の計算書類等について、分析の強化・可視化を行うことで、法令に基づく都道府県における調査及び分析の質を担保し、社会福祉法人の運営の透明性の向上を図る。

法令…社会福祉法第59条の2第2項

② 対策の柱との関係

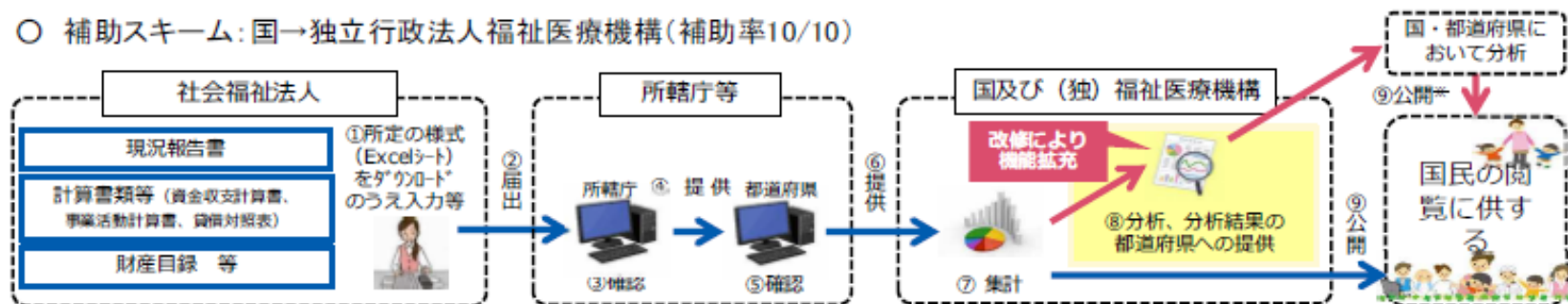
1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

社会福祉法人の計算書類等については、「社会福祉法人財務諸表等電子開示システム」に電子データで届出され公表しているが、これまでに蓄積されたデータを有効に活用するためシステムを改修する。これまでも、システムにおいて独自にデータ分析を行っていたが、改修により、これまでの単年度分析から複数年度分析とし、また、比較する範囲の適正化や解説の併記をすることで、都道府県の調査及び分析の基礎資料に活用でき、行政事務の効率化を図ることができる。(リリース時期:令和6年4月(予定))

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

○ 補助スキーム: 国→独立行政法人福祉医療機構(補助率10/10)



(※) 分析結果は都道府県が管内法人の計算書類等の調査・分析結果として公開

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

システムの改修により、データを活用した管内社会福祉法人の分析結果を都道府県においてダウンロードすることで、都道府県の行政事務の簡素化、効率化を図るとともに、都道府県による結果の活用を通じ、社会福祉法人の運営の透明性の向上を図る。加えて、国として都道府県の分析結果を活用することで、社会福祉法人の適正な経営と一層のガバナンスの確保を図る。

社会福祉法人財務諸表等電子開示システム改修案（概要）

	現行	改修案
指標	<ul style="list-style-type: none"> ・日本公認会計士協会「社会福祉法人の経営指標～経営状況の分析とガバナンスの強化に向けて～」(以下「経営指標」)を参考に設定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行どおり
比較対象	<ul style="list-style-type: none"> ・全国・都道府県・所轄庁の平均値 ・主たるサービスの利用者属性（高齢、児童、障害）別平均値 <p>比較対象が広く、どう参考にしてよいかわからない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業分野別平均値 ・規模（総収益）別平均値 ・各指標の基準値（経営指標参照） <p>同一サービス・収益のグループ内で法人の相対位置を把握できるようにする。さらに、経営判断に資する絶対指標を加える。</p>
分析年度	<ul style="list-style-type: none"> ・単年度分析 <p>前年度と比較し大きく悪化した指標があっても気づくことが困難。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複数年度分析も可能にする <p>法人内比較をすることで、悪化傾向にある指標や、前年度と比較し大きく悪化した指標の把握が可能。</p>
解説	<ul style="list-style-type: none"> ・なし <p>各数値が何を表しているのかわからない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各項目の表す意味を解説 ・各指標の基準値以下である指標に着色 <p>各数値の意味を明確にするほか、2期連続で着色があった場合に改善が必要となる可能性が示唆される。</p>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・なし <p>改善が必要な法人があっても所轄庁で把握困難。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2期連続で着色のあった法人や債務超過のあった法人を一覧化 <p>所轄庁において重点的に確認する法人の目安となる。</p>
提供時期	<ul style="list-style-type: none"> ・全法人の届出後に分析するため、翌3月 <p>経営悪化の状況の把握が遅れる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自法人データのみ分析結果は届出後即時（他法人との比較結果は現行通り3月） <p>経営悪化が深刻な状況になる前に確認することが可能。所轄庁による早期確認・指導にも寄与。</p>

4 その他

【法人運営における内部牽制機能の発揮、ガバナンスの強化について】

○なぜ、内部牽制機能、ガバナンスが必要か

- 不適切な会計処理が行われていることが発覚した。
- 横領や私的流用等の不祥事が発生した。
- 利用者や家族に不利益を与えてしまった。



訴訟問題、賠償問題など、法人運営を揺るがす事態が実際に起きています！！

- 法人に対する損害賠償責任や第三者に対する損害賠償責任を負うことは、社会福祉法に定められており、理事長のみでなく各理事にも責任が科せられることになる。
- 理事長は各理事や職員の監督、理事は理事長の監視や監督、監事は理事の職務執行の監査、評議員は重要事項の決議を行うが、どこかの役割が弱くなると問題が発生しやすくなる。



○内部牽制機能を発揮、ガバナンスを強化するということは

- ・理事、監事、評議員がそれぞれの役割を認識し、法人の状態を把握し、あるべき姿を目指す。
- ・理事会、評議員会において、積極的に意見を発信し、少数意見を大切にする。普段から意見交換する機会を作る。
- ・不適切な行為や不正が「できない」「やりにくい」仕組み（業務手順整理、マニュアル作成、研修の実施など）を構築する。
（不祥事が起こる前に手を打つことは、理事長の重要な仕事といえます）

＜例＞職員が横領していた

- ・通帳や印鑑の管理、見積事務、契約事務、納品確認、支払事務を一人で行っていた。
- ★それぞれのタイミングで誰かが関わる仕組みがあれば・・・（複数確認）
- ★関係が近い上司だけでなく、他の役職が関わる仕組みがあれば・・・（役職や担当による確認）
- ★出納帳などの確認を確実にを行う仕組みがあれば・・・（経理規程のとおり行い記録）



悪意があろうと無かろうと、人は間違いをするものと認識し、不正が「できない」「やりにくい」仕組みを作ることで、人を守り、自分を守ることに繋がります。



【E-ラーニングで学ぶ 社会福祉法人財務会計】 (厚生労働省ホームページ)

財務会計に関する理解を深めるため

①いつでも ②何度でも③見たいところだけ

学習できる！！

○E-ラーニングで学ぶ 社会福祉法人財務会計
小規模法人の財務会計に関する理解を深める研修動画(基礎編・演習編)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21225.html

○基礎から学べる研修動画 (E-ラーニングで学ぶ 社会福祉法人財務会計)
第一部 社会福祉法人の組織運営について
第二部 社会福祉法人の財務会計について
第三部 社会福祉法人の財務会計の事務処理体制について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21284.html



社会福祉施設の事業主のみなさま向けお役立ち情報

○ 働き方改革はどう進めていけばいいの？

- ▶ 働き方改革特設サイト <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/>

○ 労務管理のどこに気を付ければいいの？

- ▶ 介護労働者の労働条件の確保・改善ポイント
<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000740605.pdf>
- ▶ 訪問介護労働者の法定労働条件の確保のために
<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001048087.pdf>

○ 労働災害防止はどのように取り組めばいいの？

- ▶ 社会福祉施設における労働災害防止対策について
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123245.html>
- ▶ 社会福祉施設で働くみなさま（労働災害が増えています！みなさんの職場は安全でしょうか？）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000659981.pdf>
- ▶ 転倒予防・腰痛予防の取組
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>
- ▶ 社会福祉施設における安全衛生対策～腰痛対策・KY活動～
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000075093.html>
- ▶ 保健衛生業における腰痛の予防
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31197.html
- ▶ 職場の危険の見える化（小売業、飲食業、社会福祉施設）実践マニュアル
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000110454_00003.html
- ▶ 社会福祉施設における危険の見える化
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000069511.html>



○ 高齢の労働者にはどのような配慮が必要なの？

- ▶ エイジフレンドリーガイドライン概要パンフレット（8ページ版）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000691521.pdf>
- ▶ 高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000620183.pdf>
- ▶ エイジアクション100（概要版）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000364584.pdf>

○ 労働災害防止計画って何？

- ▶ 労働災害防止計画について（2023年4月から第14次労働災害防止計画が始まります）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197308.html>

○ 神奈川労働局からの発信される最新の情報がほしい！

- ▶ 神奈川労働局メールマガジン
<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/home/merumaga.html>



おわりに

- ・ 今後も適正な法人運営に努めてくださいますようお願いいたします。



受講後は電子申請システムにて受講完了の報告をお願いします。

